

保育かながわ

神奈川県保育会々報第11号

1972・3月発行

も く じ

ベビーブーム第2のヤマへ	2
措置費141億余円引き上げ	2
欧州見聞記(その1).....児童課長 松原富郎	3
〃 (その2).....小田原市 春光保育園々長 石川教寿	4
社会福祉専門職化への道開かれるか?	6
中教審を批判し幼保一元化を実現しよう	10
母親の就労理由	11
きょうだいの少ないこと	12
地区保育会だより	12
余 滴	13

保育かながわ 第11号
題 字 故内山岩太郎筆
発行人 神奈川県保育会
委員長 望月正道
編集人 保育会委員
伊藤祐信

ベビーブーム第2のヤマへ

4. 5年後に園児急増

敗戦直後のベビーブームの世代が結婚適齢期にはいり、第2のベビーブームのヤマが現れ始めた。厚生省の発表した人口動態によると次のとおりである。

結婚……29秒に1組

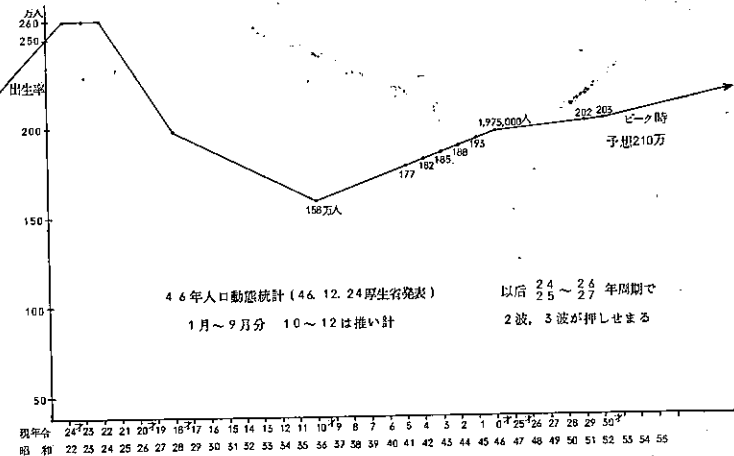
出生……16秒に1人

戦後昭和22年から、24年にかけてのベビーブームでは、年間260万人を越える出生だったが、その後、年々減り、28年には200万人を割り、36年には158万人におちこんで横ばいを続けてきた。ところが、46年の出生は197万5千と再び200万の大台に近づき、200万人突破は時間の問題

といわれている。

厚生省人口問題研究所では、51年52年にはピークに達し、202万～203万台になると予想しているが、すでに46年の出生は同所の予想を8万人も上回っており、この勢いでは、ピーク時には210万人台にのぼりそうだという。

これは、近年の結婚ブームに対応した傾向だが、第一次ベビーブームに生れた女性が適齢期にはいっており、3、4年後には男性もまた適齢期を迎え、これから先も24年から27年を周期に2波、3波が訪れるわけである。



措置費141億

余円引き上げ

※保育対策(保育所措置費)前年度509.6億円→今年度651.4億円になる。

1. 保母、直接処遇職員の給与改善、平均2

号俸引き上げ。

2. 調理員等(雇用人)の給与改善、平均2号俸引き上げ。

3. 民間施設経営改善費、人件費総額の4.4%加算(処遇改善の実施)回

4. 庁費の増額、職員1人当り現行16,000円→20,000円に引き上げ。

5. 社会保険の負担金、1%アップ。

6. 通勤手当 8.78%アップ。
7. 飲食物費の改善、5.9%アップ。
8. 保育費（日常諸費）8.7%アップ。
9. 産休代替保母雇用費、現行1,450円→1,650円に引き上げ。

10. 入所児保健衛生費、年額現行150円→250円となる。
11. 保育料2人目半減、現行C₁→C₂までとなる。

欧州見聞記

その1

児童課長 松原富郎

保育会の皆さま、新年を迎えますます御健勝の事と存じます。昨年夏ユーゴスラビアで開かれました国際児童福祉セミナー並びにオーストリア子供の村で開催されました総会に参加することを機会にヨーロッパ諸国を視察して参りましたので、専門的な事は別として2、3の見聞記を書かせて頂きます。

人と車が多過ぎる日本

最近のある週刊紙に海外から帰国した日本人の見方が2つに分れているという記事がありました。1つは日本は大変住みよい国というもので、他方は未だ後進性がある住みにくい国だというもの、近ごろは後者の見方が大勢を占めているという要旨でありました。このたびヨーロッパ7ヶ国を廻ってみて私は私なりにいろいろと考えさせられました。

然し、僅か数日の見聞をもって事を断ずることは危険であると思いますのでどうしてもムード的の判断しかできないことを予めおことわりしておきます。この日本を離れて外から眺めてみますと本当に新しいもの見方が生まれてくるものです。先ず第1に感じた事は日本の都市部に人と車が多く余りにも多いのではないかと、第2に日本は消費物資の豊かであるということ、第3に活気がありすぎて日本人があくせくしていること、つまりエコノミック・アニマルと呼ばれる経済成長のバイタ

リティーであるということでありました。

街にあふれる生活のゆとり

ロンドン、パリ、ジュネーブ、ケルン、ボン、ザグレブ（ユーゴ）、ウィーンの何処の都市に行っても駅前や街の中に美しい花や緑にあふれた公園や広場又は街路樹があり、市民がゆったりと休日を楽しんでいる風景が見られ、老人は犬をつれて散歩したり小鳥やハトにパン屑の餌を与えている風物詩が如何にも人間生活のゆとりを感じさせられました。ロンドンには未だに騎馬巡査があり、ウィーンやローマでは市内に観光用の馬車が走っていました。ジュネーブのレマン湖畔にはすき通った水に白鳥がゆうゆうと泳ぎ廻り、湖畔には紙屑や空かんの山が見られませんでした。わが国の観光地等もかくありたいとしみじみ思いました。それから気候の相違はあるにせよ色彩の感覚が全般に明るいということです。パリの街々にも西ドイツのケルン、ボンの広場にも色とりどりの大型パラソルの下に白いテーブルと椅子がセットされて気楽にコーヒーやソフトドリンクを飲んでいる市民の姿はうらやましい限りでありました。

やっかいなチップ、少ない鮮魚

ヨーロッパ諸都市の良い処だけを思いつくだまに書いてみましたが、ヨーロッパの国々にも不便や多くの欠点もあります。先ず私たち日本人にとって、やっかいなのはチップという習慣です。トイレ、ホテル、レストラン、タクシーすべて小銭のチップを出すという習慣には閉口しました。この点日本程、あ

りがたい国はないのではないのでしょうか。また、昔から西欧人は一般に魚類を余り食べないということになっていますが、私の廻った処に限りこれ程、鮮魚や乾物が食べられない処もないとつくづく感じさせられました。ユーゴのザグレブへ鉄道で入るため、かの有名な水の都ベニスに一泊いたしました。ここでさえ期待に反して安くて旨い魚はたべられず、僅かにイカの頭と足の唐揚げを高い値段で食べたという次第でした。

「日本ほど便利なところはない」

更に不便なことは日程の都合で主として余暇の時間は土、日が多く、したがってヨーロッパでは若干の店を除いて殆んど商店、デパート等が休業という状態なのでほとんど閉口した次第でした。ユーゴからオーストリアの首都ウィーンへはバスで約8時間、ウィーン郊外の子供の村でバスはストップ、市内には行かないというので、ベルギー、ヨルダンの女史代表と相乗りを決め、タクシーで予約のホテルに到着したのが夜の8時頃で、重い荷物をさげてフロントへ行ったら、受付は6時までであとはキャンセルという規則だから駄目だという極めて不親切な態度であったのでいささか不愉快であったが、これは後で調べてみたらガイド・ブックにその様な習慣がある旨の注意があり、こちらの不手際ということでした。やむなくチップをはずんで三流ホテルを見付けて貰ったのはよいが、ここでも食堂は8時で終り、食べ物はなく街も日曜で店が閉り、やっと屋台店で硬パンのサンドを買い込んで食べた思い出は今も語り草であります。この点、日本程便利な処はないと思います。こんな時刻で食べ物屋に不自由することもないし、土、日に店が殆んど休みなどということは考えられませんし、むしろ土、日が書き入れ時ということでしょう。

自然と調和のとれた国土へ

国際列車の旅も必ずしも快適ではありません。アメリカはいざ知らず、日本の新幹線のようなスマートなそして立派な列車にはついでお目にかかれず、私の乗ったパリから来た列車などは、外観は貨物の様にうす汚く、中も余り清潔で広くもなく、食堂車はおろか売子も8時間にたったの1回しかなく、しかも食べ物は殆んどないという状態にはいささか驚きました。ホテルやビルのエレベーターは音もなくスーッと上下するスピード感のある日本のデパート等の様なものでなく、極めてスローで重厚なものでした。これは建物が古いということもあるかもしれませんが、わが国の技術水準の高さを示すものとも思えます。ローマの終着駅テルミナ駅前の大きなホテルは冷房も扇風機もなく、一晩中自動車の騒音と暑さに悩まされ、全く閉口しました。こんなふうに肌で感じたままを振り返ってみますと、わが国の戦後の復興ぶりは驚くばかりでその反動やひずみはあるとしても、生活の豊かさに感謝すると共に、この辺で人間尊重の自然と調和のとれたゆとりある国土の発展に私達は反省をする必要があると思っておりますが如何でしょうか。

その2

人間中心主義の保育制度

小田原市 春 石川教寿
光保育園々長

昨年9月1日から、21日まで全社協保育部会主催第1回欧州保育事情視察団の一行に県松原児童課長、望月県保育会長、さらに小田原市長以下福祉部諸兄の厚いご支援のもとに参加させていただき、かつ県からは、保育

施設長研修助成の意図のもとに、欧州児童福祉事情調査委託を受けたことは望外の喜びでした。

—劣らない神奈川の保育水準—

視察団は、オランダ、イギリス、フランス、オーストリア、ドイツ、スイス、イタリア、ギリシャの8ヶ国で、保育施設はアムステルダム、ロンドン、パリ、ウィーン、ハイデルベルグ、ジュネーブの6ヶ所を視察しました。

欧州諸国の社会福祉は、視察する人によって見方は多種多様で、軽卒に断定は出来ません。結論から申しあげると、神奈川の保育水準は、欧州諸国に比して、必ずしも劣っていない。むしろ日本の社会福祉制度もここまで高水準になったかと、感無量のものがあります。例えば施設の建物、設備も県下で最近新築される保育施設の建物、設備は決して劣るものではなく、ジュネーブでビルの7階に保育所があり、ベランダ程度の屋上広場で遊んでいる園児をみた視察者にとっては、むしろ日本の方が豊かに見えました。

又保母資格においても、学歴は日本の方が高いようであり、保育内容、保育技術、保育材料も特に学ぶべきものはないように思われ、保母の給与、勤務条件も特によいということもなく、問題の保母1人当りの受持人数も、ドイツ、オーストリア、スイスは別として、先進諸国のオランダ、イギリス、フランス等においては、日本と大差なく、聞くと見るの違いを痛感しました。

—奥深い施策・制度に学ぶ—

しかしながら、制度、社会福祉を総体的に検討すると、さすがに先進福祉国家の感が深く、特に平均して奥深い施策、制度には学ぶべきものが極めて多いことを感じます。特に欧州諸国は、日本の如く、単一民族国家と異なり、それぞれ民族、言語が異なるばかりで

なく、歴史、生産経済、風俗、気候も異なる外、苦難の歴史的背景を基盤に、強い独立性をもつ地方自治制度下にある教育福祉制度は、国家依存の強い我国福祉教育制度と異質のものがあるので、簡単に是非を比較することは困難であり、視察する人により見方が多種多様になるのもこの背景に原因があると思われる。

欧州諸国の盛衰興亡の歴史と、長い伝統の上に培われた自主独立の精神、民族文化の確立、人間中心主義を母体とする福祉制度は、総体的にすぐれ、保育制度一つみても最低基準、措置制度、児童はもとより保護者への厚い配慮をもつ諸国と、すべてに格差の多い日本の現状と比較して、学ぶべきもの、賞賛すべきもの、研究努力すべきものが多いことは事実であります。

—理想に向かつて着実な歩み—

特に各国の施設をみて感じたことは次のとおりである。

1. 各施設共格差がなく、施設は専門家によって設計建築され、保育に必要な面積、採光、通風、色彩が十分とられ、かつ、衛生設備が完備している。
2. 職員構成が、園長、主任の外、保母、保健婦、助手、実習生、雇傭人と、又、医師の毎週巡回と、多様にしかも現実的に活動配置されている。
3. 施設と保護者が、緊密に連繫をはかり家庭でのしつけ、文化教養は保護者によって計られているので日本のように画的保育でなく、児童の創造性を伸ばすための教材、運動、自由遊びが十分なされている。
4. 保母1人の受持人員がドイツ、オーストリア、スイスの如く25人に1人、3才児16人に1人と理想に近づけつつある。
5. 保母給与は専門職としての格付け、年

金制度の実施、夏休み4週間の実施等漸次向上がはかられている。

6. 公私の格差がなく、人口需要に応じ50～60に定員の小規模施設を適正に配置し

必要時期には必ず入所出来るようにしてある。

以上のように、福祉国家としてすべてが平均に且つ着実に成果をあげていることは感銘深いものがありました。

社会福祉専門職化への道開かれるか？

斯果大方の意見を望む

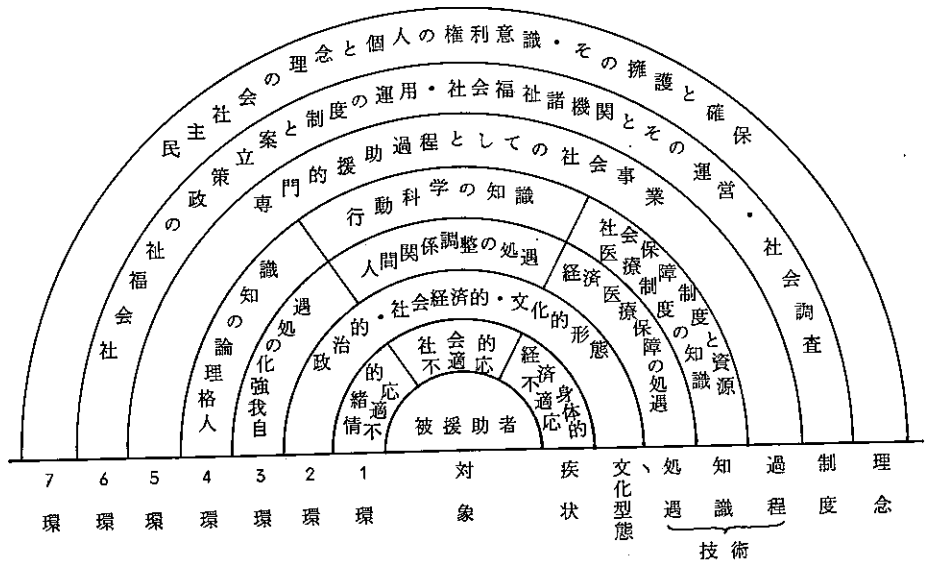
昭和44年秋、厚生大臣より中央社会福祉審議会に対し、社会福祉向上の総合方策について諮問がなされ、その際、これに答えるべく同審議会に職員問題専門分科会が設置され要請に応じて今日までに十数回に及ぶ討議を重ね一応の成案が発表された。

社会福祉事業の死命を制するものは、その担い手である職員であり、特に対象と直接か

かわる面での処遇を担当する職員の質であるとの認識は、自明の事柄であり、戦後特に強く要望され続けられたことである。

試案として「社会福祉士制度」の内容を公表し、斯界の世論の大勢を十分に見きわめ、その上に立って、最少限度共通に納得のいくものとして作りあげられるべきものであると起草委員会委員の方々の意見である。

社会福祉のダイアグラム



社会福祉の概念及びソーシャル・ワーカーに要請される知識や技術の内容図式

1. 専門職制度確立の必要性

社会福祉施設緊急整備計画5ヶ年計画も発足した。施設の量的拡大に伴い、その期待される対象もまた飛躍的に増大するであろう。このとき施設の充実は、要員の確保にむすびついてくる。そこでまず今日の社会福祉の複雑多岐にわたる分野にそれぞれの倫理綱領をもち、高い意識と誇りに結ばれた自主的な専門家集団の形成、社会的地位の確立と、ふさわしい待遇の確保が進んできたのである。

図表は、現代の社会福祉において、いかに高度な個別性と総合性、知識体系と実践性が要求されているかを示すものである。

|| ニード要員の養成万全 ||

経済の高度成長の陰には、人間疎外の問題を含む新しい福祉ニードもようやく表面化し、その意味で社会福祉への期待と要請はにわかに高まりつゝある。

またその制度的側面も今回の児童手当の創設を加えて、少なくとも形式的には完成の域に達しつつあると言える。それに加えて要員の養成も、大学院を含む25校の大学、8校の短期大学を構成とする日本社会事業学校連盟加盟校に限っても毎春3,000名を越える卒業生を送り出し、その背後にはこれに数倍する福祉を志す予備軍が控えていると考えられる。

○ ワーカーへの認識

残念ながら、前述のような福祉の理念の変化と対象の拡大、ワーカーの専門的知識と技術の必要性は、また一般に十分認識されているとはいい難く、素人にもできる仕事との理解水準にとどまる者の多いのが実情である。それがまた、我国における社会福祉従事者の劣悪な待遇をもたらし、その質的向上を阻害する結果になっている。

○ 働きがいのある職場にするには

公私を含めて、社会福祉の場に働く者の役割と機能を客観的に再評価し、それに正当な社会的位置づけをし、これにふさわしい待遇を与えることが先決である。公私を貫く社会福祉従事者の資格要件を明らかにし、これを公務員職制の中に十分な妥当性をもって位置づけ、必要ならば新たに給与表も作り、職務内容にふさわしい待遇を与えるべきである。

これが即、民間施設従事者の処遇改善にも反映され、将来の公私人事交流の可能性をも生み出す契機ともなろう。

2. 社会福祉士制度についての基本構想

この法は単独立法とし、既存の法律、たとえば社会福祉事業法の改正というような方法はとりたくない。

○ 標準的資格基準の4つのねらい

(ア) 社会福祉士のモデルを4年制大学における社福専攻者、またはこれに準ずる者とし、他の専門職者との互角の体制がとれるようにする。

(イ) 厚生大臣の指定する保母養成機関及び、短期大学水準の社会福祉科、保育科を卒業し社会福祉の実務に従事する者も社会福祉士体系の中に組込む。

(ウ) ア、イ、以外の社会福祉関係職員で社会福祉士を希望する者については、ア、イ、の何れかの線で資格を取得させることを原則として、それを可能ならしめる方策を積極的に講ずる。

(エ) 長期的には、社会福祉士を(ア)の方向で確立するようにしたい。

○ 資格を必要とする職種

28種類に分けられているが、保育所として必要な職種のみをあげると、社会福祉施設長、主任保母、保母。

施設長、主任保母は社会福祉士(一種)

をもってあてること。

・制度の大綱

- (ア) 資格を定め、その業務が適正に運営されるよう規制し、社会福祉の向上増進に寄与することを目的とする。
- (イ) 都道府県知事の免許とし、社会福祉士の名称を独占的に使用し、その業務にたずさわるものとする。
- (ウ) 社会福祉士になるための基礎資格を

次のように定める。

A社会福祉士（一種）

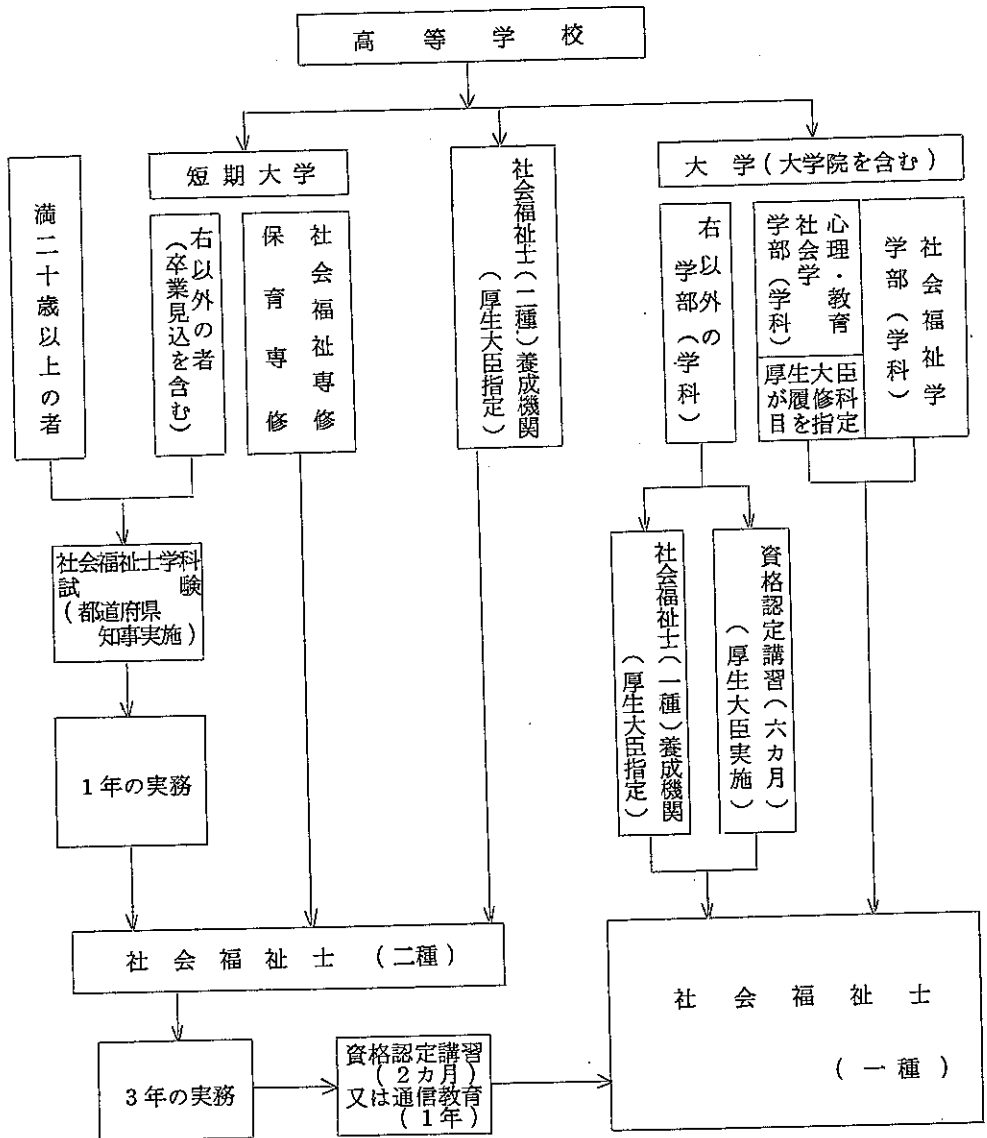
B社会福祉士（二種）図表1参照

3. 経過措置

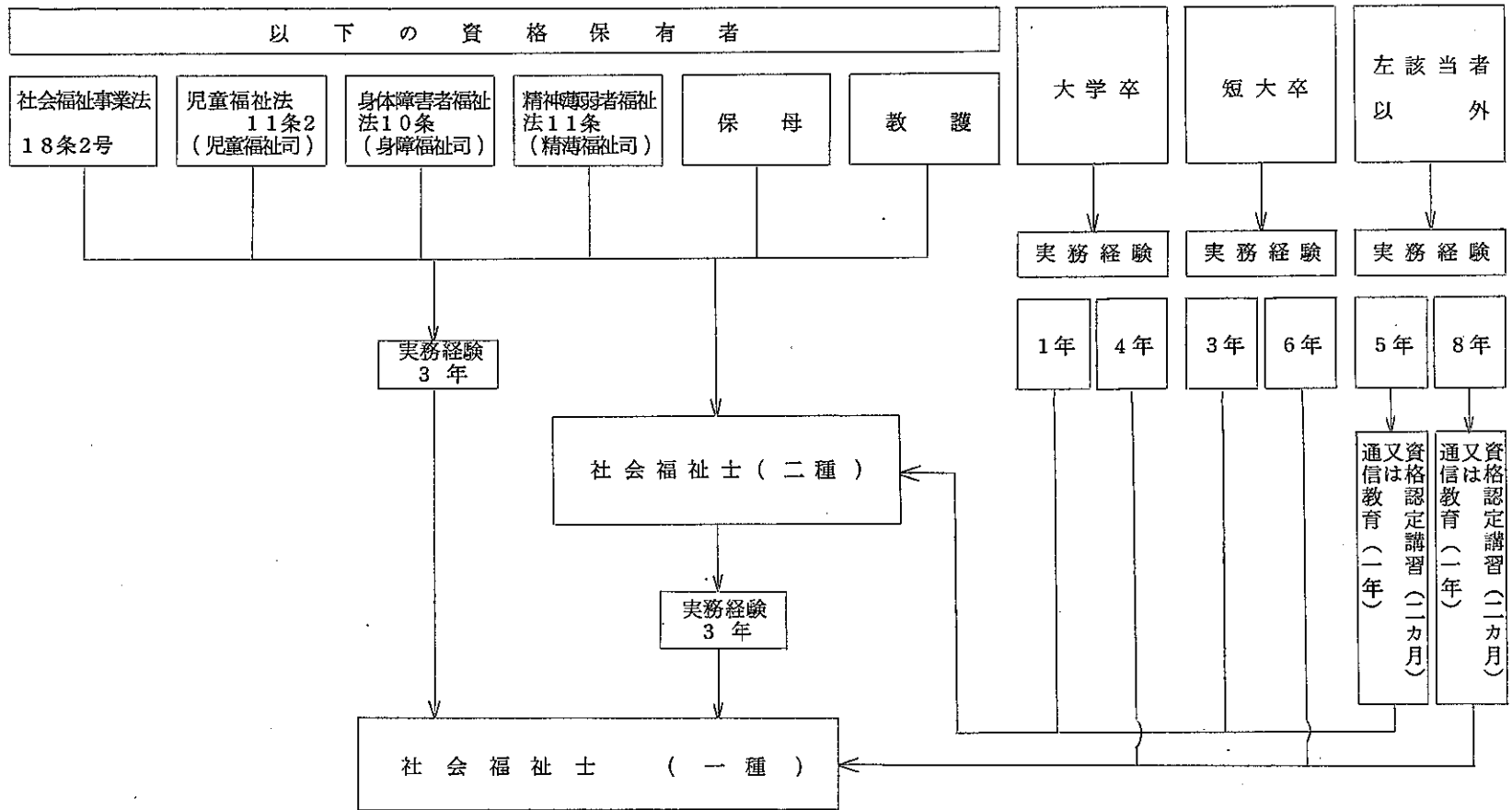
この制度発足の際、現に指定職種の実務に従事している者については、制度発足後5年に限り図表2に示すとおりとする。

以上が今回の試案である。

社会福祉士資格取得方法体系図（図表1）



経過措置による社会福祉士資格取得方法図（制度発足後5年に限る）（図表2）



(注) 実務経験は過去も含む。

「中教審を批判し幼保一元化を実現しよう」

講演要旨 日本女子大学名誉教授 児玉 省 先生

今日問題になっている中教審の答申との関連の中で、幼保一元化の問題をどのようにかみ合せて考えて行くか、次の5点にしばって話を進めてみたい。

1. 保育所の特色と望ましいあり方

最初に保育所の特色としていえることは、児童について、保育に欠けていることであり、従って、長時間保育をしなければならないことになる。そして、家庭の代役をつとめるべきが望ましい姿とされている。子どもの生活習慣の大部分はここで習得される。特に家庭にいた時間が少ないから、健康には十分な配慮が必要であり、体力増進、社会性のかん養などが保育所の中で行なわれなければならない。社会性のかん養には、友人関係が最も大事であり、友達作りの場が保育所である。又ここで行なわれる色々な行事を通じて劣等感を味わせず、社会行事を知り、自分の位置をたしかめることができる。

2. 幼児の精神発達の度合いに照してみて

次に子どもの発達段階からみて、遊ぶということは、子どもの全生活である。これにより知的感覚が学ばれて行くのであって、字を教えることはかんしん出来ない。遊びの中で知能が進んでゆくのが幼児の精神発達の特色である。又体力の面からみても、身長こそ伸びているが、運動能力が下がっている。戦争中の生活条件の悪かった時とその後20年たったものを比較しても、体力は少しも伸びていない。又、知能については、国立国語研究所で4才半の子どもに6才の知能があると、つい先だって発表したのが、これは書いたり、読ん

だりすることのみであり、これだけが知能ではない。社会性の発達が十分なされてこそ優秀な能力の持主といえるのであって、中教審の中で早期教育の必要性を強調しているが、その根拠となるものがなにもない。父兄の一部が要望しているからということでは、何んの意味もなく、教育を毒するものであり、極めて大胆、危険至極である。

3. 中教審のねらいは何か

中教審のねらいはなんであるかという、幼児期と学童期の精神発達の類似性を一貫したものにしてしようとしている。これは悪いことではないが、早熟化の傾向にあるから、早教育の可能性を信じているのみであり、早くから教えたら、吸収させたら将来伸びるかという、そうではない。心理学的にも、軽々しく断定出来ることではないし、又逆の場合も沢山ある。

一部新聞などでは具体的方法など流れたようであるが、全文の中にはその方法は示してなく、危険極まりないものである。

この中にうたわれている人間像については、個性と人間性豊かなものであり、特定能力の伸長ばかりでなく、他面的に発達した人柄でかつ、科学技術と経済の高度成長にもなっておこっている人間生活の不調和に対応する新しい知識と技術を身につけた英知の所有者であることを望み、現在の生活環境に対応しうたくましい体力の持主であることをうたっている。これをどうして作るかは一言も示していない。資料なしでスタートし、現在の子どもを知らないにもほどがあるといわざる

をえない。

4. 全社協の見解について

中教審に対する社協審の見解についてのべると、今日、日本社会が必要としている幼児教育の内容には少しもふれず、4年制幼児学校とか、幼稚園の普及だけを強調している点はずっともいかんであるとし、世界でも類をみない。幼保二元化を一層固定化し複雑化している。これらについても実態を知らなすぎし、又、養護のない幼稚園、教育のない保育所と不幸な施設におとし入れることになる。日本の社会的現実、保育所に教育機能をも期待し、幼稚園に養護機能をも期待し、そして現在、その分布の偏在する両者を漸新的に綜合運用する方向に向かうことを主張している。

この社協審のたい度の中に一寸まちがっている所がある。それは、分布の偏在する両者を漸新的に綜合運用するということ、現在親元が二つあるのだから、すぐにも手をうたなければ子どもは不幸だ。私はそこで「機能的に一元化をはかるべきである」と主張する。

今日のアクセサリーの幼稚園も考を直さなければいけない。役に立っていない証には子どもの体力が落ちている、社会性が伸びていない、又保育所も教育を忘れていて、教育とは字を教えることではない、遊びらしい遊びを与えることにより、体力もつき知力も伸

びてくる、これを忘れてはいけない。

繰り返すが、現在親元が二つで仕方がないが、内容的に、機能的に出来る所から一元化すべきである。アメリカではすでに親元は一本になっている。

5. 中教審の問題について

最後に、答申の問題点については、まず第一に心配なことは、主知化の傾向が問題である。4才からなにも字を教えることはない。データとして、今手に持っているものでは、全世界20ヶ国25万人を対象として行なった言語能力の調査研究発表によれば、5才で字を習ったのと、7才で入学したものの調査結果は、スタートが違いつつも全く差がなかった。その他にも沢山の事例がある。一寸早く注入したから、よいかというとそうではない。本人が思うことを処理することが能力なんだということを忘れてはいけない。

次に体力を無視している点、体力こそ子どもの幸福につながる唯一のものだ。現在体力が低下している情勢の中で、これを無視することは出来ない。知能はまず運動からであり、それから自分のおかれている環境を理解するのである。体力づくりの具体的方法が明示されていないため、どのようにでも解釈できる危険千万のものである。たくましい体力と施策といっても、具体策は一つも書かれていない作文なりと断定せざるをえない。

大半は消費ブームにのって

母親の就労理由

留守家庭児童がふえている。調査によると次のような数字が出ている。

昭和43年11月30日現在

大阪府下公立小学校 14.0%

〃 中 〃 17.6%

昭和43年6月25日現在

神奈川県下小学校 15.0%

中学校 21.3%

昭和44年10月厚生省調査

全国で483万人と推定されている。

・カギッ子の母親の就労理由の主なもの。

「他に働く人なし、生活に困っている」28.4%
「生活に困らないが、更に収入がほしい」49.2%
「経済的理由なし、収入が十分だが更にほしい」18.2%

○母親の就労による子どもへの影響度

留守家庭児童であるが故にというマイナス面の評価は必ずしも明らかでないが、保育に占める母親の存在はもとより何によっても代位しうるものではない。

児童の直接行動よりも、児童の意識に淋しさや、欲求不満が潜在化していくことが問題とされよう。

母親の育児不十分という意識、あせりが児童に不安定な精神状態をつくりだすおそれがあるといえる。

総理府の「既婚婦人の就労に関する世論

調査」によれば、児童が低学年であればある程「子どもに影響がある」とする者が多い。低年齢では、しつけ、性格、高年齢になると、不良化、勉強をあげている。

従って母親が就労にあたっては、特に乳幼児か低年齢である場合は、自分の就労の及ぼす影響について慎重な配慮が必要である。いわんや消費ブームにあえられての就労は児童のため厳に戒めなければならない。

母親の就労防止の方策は

家庭での育児を望みながらも、就労せざるをえない状態を解消するには、児童手当制度のよりよい充実、父親の賃金の改善、住宅難の解消など、前提条件の整備がより大きな効果を生む場合が多いことを考慮しなければならない。

きょうだいの少ないこと

○人間関係の訓練不足

家庭機能の低下原因の一つに、きょうだいの数少ないことがあげられている。

きょうだい同志が相互に監視したり、協力することが自然に社会的訓練になることが知られている。1人子にはこうした人間関係訓練の場はない。

厚生省の統計調査によると、第1児の出生の割合は、昭和25年は、27.1%、30年は32.5%、35年は43.6%、40年46.7%、45年は45.4%となっており、1人子が多いことが推測される。

○核家族化にともなう不適応をどうするか。

核家族における1人子は特に母親から強い影響を受けやすく、ともすれば保護過剰となる。いわゆる教育ママの異常なまでの教育熱に押しつぶされる児童も発生する。その反面これらの児童には依頼心が強く、基本的習慣を身につけることが遅い、などの特徴がある。

溺愛する母親があってもこれをバランスさせる誰れかがいないのである。

我が国の場合は、家制度を中核とした、直系家族的生活習慣が長い間支配的であったために、これらの変化に適応した新しい家庭がまだ十分定着していない結果といえる。

家庭児童相談業務など活発に行なう必要を痛感する。

地区保育会だより

新年の集い 小田原市保育会

小田原市で毎年お正月になると、新年のつどい懇親会を催しておられる。その模様をおつたえします。

ご承知のとおり小田原市内には私立21、公立8施設合せて29施設があり、保育所の定員2,656人、措置児数2,590人、3才以上児2,302人、未満児288人と、一市一保育会保母会とその規模からいって理想的な構成であるといえる。

園長会、保母会、更に保護者会連絡協議会とそれぞれの会が、たてよこの連絡協調を十分とりこの集いの盛りあげをしている。それと同時に市当局の物心両面の援助も又見逃すことが出来ないのである。当日の来賓として市長助役、収入役、市議会正副議長、民生関係正副委員長、県会議員、民生委員総務、共募支会長、その他関係部課職員全員と当日の参加者総勢260数人に及ぶものであり、懇親会では、各園自慢の舞踊、演劇、のど自慢と又来賓の飛び入りもあり司会者もとまどうほどの盛上りをみせ、最後に各自持寄ったプレゼントの交換クジビキ(各自100円位の品物一点持寄)をし、何にがもらえるかと胸をわくわくさせ、いともなごやかにしかも盛大にこの会を閉じられた。



5市2町に気がね

県央保育会

名のとおり、県の中央に位いし将来の発展が約束されておることは間違いない。しかし保育会の「地区割」としてはいささか広すぎる感がある。

厚木市に始まり大和市、昨年市制をしかれた伊勢原市、海老名市、座間市、更に愛川町、綾瀬町と五市二町に及ぶものであり、この中に公立19ヶ所、私立15ヶ所の合計34施設をようしている大世帯である。

以上のような広範な地域と、五市二町にわ

たる異なった行政組織下にある、特異な会員構成ではあるが、お互いの努力で何とか会の運営をしてきた。

主な事業としては、昭和45年度から行なっている、県央保育事業大会であり、これは、永年勤続職員の表彰を主としたもので、同一経営内施設に五年以上、十年以上の優良職員を対象とし慰安激励するものである。昨年に引続き今年も実施し、終了後ボーリング大会を催し、日頃のストレス解消にと、思いきりボールを叩きつけ、楽しい一ときを過し、明日への英気を養った。

保育内容充実の面では12月に保母の研修会を二日間もち内容向上につとめるとともに、今春、県央保母会と共催で女流評論家、俵朋子先生の働く婦人の立場から「外国の保育事情を聞く」会を開き、保母の教養向上も努力した。

県央保育会のうごきは上述のとおりであるが、今後の課題としては、県央行政センターから離れた、新市の理事者(担当主管課・所)との連絡協調がどのようにとれるかが、保育会存続の大きな鍵となろう。(会長鈴木花枝)

余 滴

※保育所経営者が我田引水のため、母親が安易に就労するような、ムード作りをしてはいないだろうか。

※ベテラン乳児施設の長が、乳児施設の完備は、本来あるべき母親の育児意識を低下させる原因につながると述回され、乳児保育にブレーキをかけ始められた。

※既婚婦人の就労の目的が必ずしも、経済的理由のみでなく、社会的に期待される業務への参加などによることを考慮しても、幼い子をもつ母親が安易な気持ちから、就労するといった傾向があり、児童福祉の観点から問題であろう。